



慶弔給付金

▶ 受給資格

ニippi会員の資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に支給されます。

(ニippi加入以前に発生した事由は対象となりません)

*ご夫婦とも会員の場合は、入学祝金、その他給付金など2人とも請求できます。

▶ 請求期限

事由発生後6か月以内(事由発生前のご請求は受付できません)

▶ 請求方法

(1)「慶弔給付金請求書」(巻末様式5)に必要な事項を記入のうえ、事業主の証明印を受けて、FAXまたは郵送でご請求ください。

*給付金の種類によっては添付書類が必要な場合があります。次ページの給付金一覧でご確認ください。

(2)各月25日(4月は20日)までに届いた請求書は翌月10日に指定口座にお振込みします。

*給付金請求書に不備・不明等がある場合はこの限りではありません。

*10日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日にお振込みします。

(3)振込通知は指定口座(事業所・個人)にかかわらず事業所宛てにまとめて送付します。

ご確認のうえ、会員へ通知またはお渡しください。

▶ 請求の際はご確認を!

●給付金を請求される際は、手続きがスムーズに行えるよう記入もれ・印鑑もれ・書類の添付忘れがないか、もう一度ご確認ください。

●振込口座を指定される場合は、銀行・支店・口座番号・名義を正確にご記入ください。

▶ 給付金の返還

偽り、その他の不正行為により給付金を受給された場合は、給付金を返還していただきます。

▶ 給付金対象者名簿の送付について

当該年度(4月~翌3月)に発生する給付金の対象者名簿を4月下旬に事業所宛てにお送りします。

事務担当者の方は給付金請求の参考資料としてご活用ください。

●対象者名簿は、登録内容をもとに以下の給付についてお送りします。

成人、還暦、入学、勤続、水晶婚、銀婚

●ご請求はそれぞれ事由発生日を過ぎてからお願いします。

事由発生前のご請求は受付できません。

▶ その他

慶弔給付金のうち、勤続祝金、住宅災害見舞金については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17 略称:全労済協会)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施しています。

当サービスセンターまたは会員が当該保険の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款によります。

▶ 給付金一覧

給付種類		対象・給付金額		給付事由	添付書類等
成人祝金		会員本人	5,000円	会員が満20歳になったとき	不要
結婚祝金		会員本人	20,000円	会員が結婚したとき（1回限り） * 女性は会員資格喪失後（結婚の事由による退職に限る）3か月以内に結婚された場合も請求できます。	* 婚姻届受理証明書、戸籍抄本のいずれか（写し可） * 住所・同居家族が変わる場合は会員個人届出内容変更届も提出（巻末様式13） * 姓が変わり、会員証の再交付が必要な場合は会員証再交付申込書も提出（巻末様式14）
出産祝金		会員または配偶者	10,000円	会員又は会員の配偶者が出産したとき（出生1人につき1件、双生児は2件となります） * 女性は会員資格喪失後（出産の事由による退職に限る）3か月以内に出産された場合も請求できます。	不要
入学祝金		小学校	5,000円	会員の子供が小学校・中学校に入学したとき * 4月1日付で会員資格がある方のみ請求できます。	不要
		中学校	5,000円		
勤続祝金		満10年	5,000円	会員が、はじめて事業所の従業員となつてから、左記の満年数をむかえたとき	不要
		満15年	10,000円		
		満20年	10,000円		
		満25年	10,000円		
		満30年	10,000円		
水晶婚祝金		満15年	7,000円	会員が結婚してから満15年をむかえたとき（1回限り）	不要
		満25年	15,000円	会員が結婚してから満25年をむかえたとき（1回限り）	不要
還暦祝金		会員本人	7,000円	会員が満60歳になったとき	不要
傷病見舞金	労働災害 10日以上	会員本人	5,000円	会員が労災により連続して10日以上入院および欠勤したとき	* 申請はそれぞれ年度内1回限り * 医師の診断書の写し、出勤簿の写しなど入院・欠勤日数のわかる証明書類を添付（見込みは除く）
	労働災害・疾病 30日以上	会員本人	10,000円	会員が労災又は疾病により連続して30日以上入院および欠勤したとき	* 労災の場合は、労働基準監督署に提出する休業補償給付支給請求書の写しを添付 * 入院・欠勤日数には事業所の公休日（土・日・祝日など）や有休も含まれます。
住宅災害見舞金	火災等 (火災・落雷等)	損害の程度 50%以上	100,000円	火災等により会員の居住する住宅または住宅に収容する家財に被害があった場合	* 被害状況の調査が必要になりますのでコピーまでご連絡をお願いします。
		50%未満 30%以上	70,000円		
		30%未満 20%以上	50,000円		
		20%未満	20,000円		
自然災害 (床上浸水除く)	損害の程度	70%以上	30,000円	自然災害により会員の居住する住宅に被害があった場合	* 罹災証明書、その他必要書類を後日、ご提出いただきます。
		70%未満 20%以上	15,000円		
		20%未満	3,000円		
自然災害 (床上浸水)		一律	6,000円		
死亡弔慰金		会員	30,000円	会員本人の死亡	不要
		配偶者	15,000円	会員の配偶者の死亡	
		同居の一親等親族	10,000円	会員の同居する一親等以内の親族の死亡（妊娠4か月以上の死産も含まれます）	

※請求内容に不明等がある場合、コピーが指定する書類を別途ご用意いただく場合がございます。
（例：登録データの相違や、家族状況など）